

国の資格の更新等に伴う講習・研修等の見直しに関する実態調査 —その後の対応状況を中心として—

○ 調査の目的

令和2年12月、国の資格の更新等に伴う講習・研修等（以下「更新時講習」という。）（注1）について、オンライン等（例：WEB会議システム、eラーニング、動画配信）による実施状況を調査し、各府省に対して、講習機関に対する積極的な支援等を求めたところ。本レポートは、その対応状況をフォローアップしたもの

○ 調査結果のポイント

【令和2年12月通知】

- 各府省は、オンライン等による実施に関し、制度や既に発出した通知等について点検し、必要に応じて改正すること。
- 各府省は、デジタル化を更に推進するため、講習機関に対してオンライン等による実施方法を具体的に提示して助言するなど、積極的に支援すること。

【フォローアップ結果】

- 更新時講習が義務付けられている98資格等のうち、「オンライン等の実施が可能」なもの：91資格等(R2.12) → 95資格等(R3.4)
さらに、51資格等(56.7%(注2))が実際にオンライン等で実施（22資格等の増加）
- 所管府省の取組の中には、オンライン化に向けて、現場の課題を把握し、受講者の本人確認の方法や不正防止措置等について、具体的な解決例を示しているものあり。

所見

- 各府省は、デジタル化を更に推進するため、周知等にとどまらず、講習機関に対する課題解決に向けた具体的な支援を行うこと。特に、その前提として、オンラインによる講習等の実施状況を把握すること（5資格等）。

【令和2年12月通知】

- 各府省は、コロナ禍の当面の間の対応として示した実施方法について、講習機関に対して、来年度以降の取扱方針を早期に示すこと。

【フォローアップ結果】

- コロナ禍の当面の間の措置としてオンライン等による実施を明示していた33資格等のうち17資格等が、ポストコロナを見据えるなどして、オンライン等による実施を恒常化。他方、9資格等は、「新型コロナ収束までの間」等としているとの理由から、今後の対応について特段の措置を講じていない。

所見

- 各府省は、コロナ禍の当面の間の措置として示した実施方法（オンライン化等）について、ポストコロナを見据えた方針を早期に示すよう努めること（16資格等）。

その他の所見

- 国土交通省は、全国通訳案内士の研修の受講期限の設定方法について、有資格者と講習機関の双方にとって負担が軽減されるよう見直すこと（講習機関からの改善意見を受けたもの）。

(注1) 調査時点は、原則として令和3年4月9日である。

(注2) 所管府省において、個々の実施状況を把握していない5資格等を含まない。

調 査 の 結 果

国の資格の更新等に伴う講習・研修等の見直しに関する実態調査
—その後の対応状況を中心として—

1. 調査の趣旨・目的

令和2年12月の当局の実態調査において対象とした98資格等について、「国の資格の更新等に伴う講習・研修等の見直しに関する実態調査の結果（通知）」（関係大臣宛て。令和2年12月16日付総評第110号）以降における各府省の対応状況を確認した。

2. 調査結果

(1) 対面方式に限られている講習内容に係る点検等の実施
(通知内容)

所管府省において対面方式に限られているとしている更新時講習の内容について、可能な限り人と人との接触を少なくする「新しい生活様式」を実現するため、デジタル技術の活用を含めた実施を推進する視点から、非対面方式による実施に関し、制度や既に発出した通知等について点検し、必要に応じて改正すること。

※ 通知内容については、「当面の規制改革の実施事項」（令和2年12月22日規制改革会議決定）において、「各府省は、総務省行政評価局の実態調査の結果も踏まえ、法令に基づく講習等について、オンライン化に取り組む。【可能なものから速やかに措置】」とされている（以下、2.(2)から(4)までに掲げる通知内容においても同様）。

(調査結果)

所管府省において、前回調査で制度上、非対面方式の実施ができないとした7資格等のうち、現在の技術では非対面方式を実施できないとしている3資格等（船舶の運航において安全又は汚染防止任務に指名される船員、臭気判定士及び狩猟免許）を除いた4資格等の非対面方式の実施に係る検討状況は、表1のとおりとなっている。

制度上、非対面方式の実施が可能としている資格等（内容の一部の実施が可能であるものを含む。）は、前回調査時（91資格等）から、4資格等（運転免許、運転習熟指導員、中央競馬調教師免許及び中央競馬騎手免許）が増え、95資格等となった。

表1 非対面方式の実施に係る検討状況

資格等名称 (所管府省)	非対面方式の実施に係る検討状況
運転免許 (警察庁)	更新時講習のうち優良運転者講習について、令和3年度に4道府県においてモデル事業を実施し、その効果検証や必要なシステム改修等を行った上で、6年度末頃に全国的にオンライン講習を導入予定
運転習熟指導員 (警察庁)	講習機関とのオンライン実施に向けた検討結果を踏まえ、車両を使用した実技講習と連続して行うことで講習効果を担保している学科講習を除き、オンラインにより実施できる旨を講

	習機関に通知予定
中央競馬調教師免許 中央競馬騎手免許 (農林水産省)	更新時講習の内容について、オンラインミーティングアプリにより、希望者には非対面方式による実施が可能となるよう整備済み。令和4年度の実施要領においても、その旨を記載して3年8月に公示予定

なお、前回調査で更新時講習の内容の一部について非対面方式が可能とした15資格等のうち、5資格等（キャリアコンサルタント、地方競馬調教師免許、地方競馬騎手免許、建築士及び放射線取扱主任者）は、全ての内容で非対面方式が可能となった。

一方、所管府省において更新時講習の非対面方式化に関して点検した結果、引き続き対面方式に限るとされた更新時講習の内容（15資格等）について、その理由は表2のとおりとなっている。

表2 更新時講習の内容ごとの対面方式に限るとする主な理由

更新時講習の内容	資格等名称	対面方式に限るとする主な理由
実技	警備員指導教育責任者	実技内容（護身術の能力確認、資機材の实地運用に係る訓練）が、非対面化に適さない。
	技能検定員、教習指導員、運転習熟指導員	実車による指導を行うため、非対面化に適さない。
	自衛消防組織統括管理者	実技内容（建物内の防災センターにおける防火設備を使用した訓練、避難誘導や救護等に関する訓練）が、非対面化に適さない。
	日本 DMAT 隊員（技能維持）、日本 DMAT 隊員（総括 DMAT）	実技内容が、災害発生時の非常に混乱した現場を想定したロールプレイング形式での研修となっているところ、非対面方式による実施では、そのような混乱した状況を擬似的に体感することができない。
	競輪審判員、小型自動車競走審判員	実技内容（競輪審判員：反応時間検査、小型自動車競争審判員：審判実技、審判用機器の取扱い）が、非対面化に適さない。
	危険物等取扱責任者（低引火点燃料船）	爆発等の危険が特に高い危険物を取り扱うため、実技内容（火災消防実習等）は実践に近い条件の下で講習を行う必要がある。
	船舶の運航において安全又は汚染防止任務に指名される船員	実技内容（高所から海中への飛び込み、消火作業等の実技訓練）が、非対面化に適さない。
	整備主任者	実技内容（実車使用）が、非対面化に適さない。

検査	運転免許	視力・聴力の検査の真正性や正確性を担保するとともに、申請者の身体の状態を目視で確認した上で総合的に運転能力を判断する必要がある。
	臭気判定士	検査内容（嗅覚検査）が、非対面化に適さない。
	狩猟免許	検査内容（視力、聴力、運動能力）が、非対面化に適さない。

上記から、所管府省において、制度上、対面方式に限られるとしている更新時講習の内容について、非対面方式による実施に関し、点検を行い、その実現可能性を検討した状況が確認できる。

(2) 非対面方式による講習実施に係る積極的な支援
(通知内容)

所管府省において対面方式に限られていないとしている更新時講習について、デジタル化を更に推進するため、以下の点に留意して、講習機関に対して、デジタル技術を活用した非対面方式による具体的な実施方法を提示して助言するなど、積極的に支援すること。

- ① 実施要領等の見直し
非対面方式による実施を想定し、実施要領等を見直すこと。
- ② 講習機関に対する環境整備の検討
非対面方式による実施に向けた環境整備のための方策（システム構築、受講者サポート、設備補助の活用等）を検討すること。

(調査結果)

所管府省において非対面方式の実施が可能としている更新時講習（95 資格等）について、実施要領等の見直しなど、非対面方式による実施に向けた環境整備の状況を確認したところ、その内容は別紙のとおりとなっている。

非対面方式による実施に係る通知又は周知（72 資格等（注1））は多くの資格等において図られているが、さらに、実施上の課題の解決に向けた講習機関・受講者のニーズ把握、意見交換等を踏まえた課題把握（49 資格等）、オンライン教材の提供など、積極的な支援を行っている資格等が確認できた（表3 参照）。

（注1）このうち8割以上（53/64 資格等（72 資格等から令和3年度内に措置予定の8 資格等を除いたもの））は、実施要領等において、具体的な実施方法として、オンライン実施を想定した記載があることが確認されている。

表3 所管府省による積極的な支援内容

資格等名称 (所管府省)	具体的な支援内容
危険物取扱者 (総務省)	都道府県宛て通知にて、オンライン実施が可能である旨明示するとともに、講習機関の管理主体である都道府県に対し、オンライン講習に係る説明会を行い、令和3年10月から講習動画及びeラーニングサービスの提供を予定している。
清掃作業監督者等関係 (13資格等) 職業紹介責任者 派遣元責任者 (厚生労働省)	更新時講習に係る実施方法等を定めた実施要領等にて、オンラインにより実施する場合について、各項目(受講者の本人確認、受講確認、不正防止措置、システムトラブルへの対応等)ごとに具体的に例示し、留意点を示している。
技能実習責任者 監理責任者、指定外部 役員及び外部監査人 (厚生労働省、法務省)	「技能実習制度運用要領」(平成29年4月出入国在留管理庁・厚生労働省編。令和3年4月1日改正)にて、オンラインで更新時講習を実施する場合の要件等(本人確認の方法等)を示すとともに、講習機関からの質問に対してFAQを作成している。
管理業務主任者 (国土交通省)	講習機関宛て事務連絡にて、オンライン講習の実施に向けた検討を促すとともに、ノウハウを有するコンサルタントを紹介している。

講習機関の非対面方式の実施状況(非対面方式の実施が可能としている95資格等)をみると、講習機関の一部でも非対面方式を実施しているものが51資格等(56.7%(注2))となっており、前回調査時の29資格等(37.7%)と比較し、全体として22資格等(19.0ポイント)増加している。さらに、14資格等においては、令和3年度内に非対面方式を実施予定の講習機関があるとしている。

また、95資格等のうち、講習機関の全てで非対面方式を実施していないもの(注3)は25資格等(27.8%(注2))で、この25資格等については、全て、所管府省による非対面方式実施に向けた支援が行われている(注4)。

(注2) 所管府省において、個々の実施状況を把握していない5資格等は含まない。

(注3) 令和3年度内に非対面方式を実施予定の講習機関がある14資格等を除く。

(注4) 消防関係5資格等及び令和4年度に初めて更新時期が到来する2資格等を除く。

消防関係5資格等については、「規制改革実施計画」(令和3年6月18日閣議決定)において、「危険物取扱者に係る講習のオンライン化について、試行結果を踏まえた本格導入を行い、その他講習(防火・防災管理者、消防設備士等)についても速やかに検討を進め、結論を得る。」とされている。

ただし、所管府省が講習機関による更新時講習の実施状況を把握していない5資格等

について、所管府省は「講習機関の管理主体が都道府県等であることなどから把握していない」としているが、デジタル化を更に推進するためには、講習機関の実施状況を踏まえて支援することが重要であり、推進する前提として、所管府省において、オンラインによる講習等の実施状況を把握する必要がある。

(3) 当面の間の措置に係る方針

(通知内容)

新型コロナウイルス感染症対策に係る当面の間の措置として示した実施方法について、講習機関に対して、来年度以降の取扱方針を早期に示すこと。

(調査結果)

新型コロナウイルス感染症対策に係る当面の間の措置として示した実施方法(33 資格等)について、所管府省における対応状況を確認したところ、17 資格等(51.5%)が非対面化の措置を恒常化することとし、残る 16 資格等については、当該措置を継続している。

当該措置を継続している資格等(16 資格等)のうち、7 資格等(注5)は恒常化を含めて検討しているが、9 資格等においては、当該措置は、「新型コロナウイルス感染症の感染が収束するまでの間」などとしているとの理由から、特段の対応を採っていないとしている。

これについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を機に、当面の間の措置として導入されたものであるとはいえ、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」(令和 2 年 7 月 17 日閣議決定)等において「新たな日常」の実現や行政のデジタル化が求められ、かつ受講者の利便性向上に資するものであることから、所管府省は、ポストコロナを見据えた方針を示す必要がある。

(注 5) ガス消費機器設置工事監督者については、令和 5 年度以降にオンライン講習を開始予定

(4) 資格取得時講習等に係る検討

(通知内容)

上記(1)から(3)までの取組に当たっては、資格取得時において講習・研修等が義務付けられている資格等についても、非対面方式による実施を、併せて検討すること。

(調査結果)

更新時講習において非対面方式による実施が可能となっている 95 資格等のうち、資格取得時の講習・研修等(以下「資格取得時講習」という。)の存在が確認できた 66 資格等について、非対面方式による実施に関する対応状況(資格取得のための試験等、取得時にのみ求められる内容を除く。)を確認したところ、以下のとおりとなっている。

① 資格取得時講習においても、非対面方式による実施を可能としているもの(42 資格

等)

- ② 資格取得時講習においては、非対面方式による実施を可能としていないもの（24 資格等）

このうち、②（非対面方式による実施を可能としていないもの）について、その理由を聴取したところ、「更新時講習等の取組を踏まえて検討する」（13 資格等）としているものが多いが、このうち 2 資格等（技能実習責任者、監理責任者、指定外部役員及び外部監査人）は資格取得時と更新時で講習の内容に差異がみられないことから、資格取得時講習においても更新時講習と同様に、非対面方式による実施を可能とする余地が認められる。

(5) その他

全国通訳案内士（登録者数 26,077 人（令和 2 年 4 月現在））に対して義務付けられている更新時講習（通訳案内に関する研修。以下「通訳案内研修」という。）の実施について、講習機関から改善意見が寄せられた。

通訳案内研修の受講期限の設定について、関係法令等を確認の上、全ての講習機関に対して調査したところ、表 4 のとおり、有資格者と講習機関の双方にとって、受講のしやすさや講習の実施のしやすさの点で負担となっている現状が認められた。

表 4 通訳案内研修の受講期限に係る改善意見の内容等

- ・ 全国通訳案内士は、通訳案内士法（昭和 24 年法律第 210 号）等により、5 年ごとに通訳案内研修を受講することが義務付けられており、通訳案内研修の受講期間の開始日は受講修了日とし、受講期間の満了日（受講期限）は 5 年後の応当日の前日とする運用となっている。
しかし、この運用では、例えば、受講期限が令和 3 年度末の者が、令和 2 年 7 月 1 日に受講修了した場合、次期受講期間は同日から令和 7 年 6 月 30 日までの 5 年間となり、更に次々期受講期間は同期間内の受講修了日から 5 年間となるため、受講を重ねるごとに受講期間が順次繰り上がることとなる（参考参照）。
通訳案内研修の実施期間は講習機関によって異なるが、受講者によっては、次期の受講日を半年から 1 年前倒しせざるを得ない状況となる。また、講習機関にとっても、次期の実施期間を繰り上げるなどの負担が過大となっている。
このため、受講期間内に受講すれば、受講修了日にかかわらず通訳案内研修の受講期限は 5 年後の一律の日（例：「月末」、「年末」、「年度末」）とするなど、通訳案内研修の受講日と受講期限との関係を見直し、有資格者及び講習機関の負担の軽減を図ってほしい。
- ・ 全国通訳案内士の全講習機関（11 機関（令和 3 年 5 月現在））を調査した結果、大半の講習機関（9 機関）から、「受講期間が分かりにくく煩雑」、「実施時期の前倒しや実施回数を増やすなどの必要が生じ負担」、「受講者にとっても、受講期間内に講習を実施する機関を探すことが不便で、受講計画が立てにくい」等、現行の運用を負担とする見解が示されている。

これについて、例えば、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく監理技術者の更新時講習においては、受講修了日から 5 年間有効としていた有効期間を見直し、「受講した年の 5 年後の年末まで有効」とする省令改正を令和 2 年に行い、受講者が繁忙期を外して受講しやすくしており、他の資格でも、有資格者及び講習機関の負担を軽減する見直しが行われている。

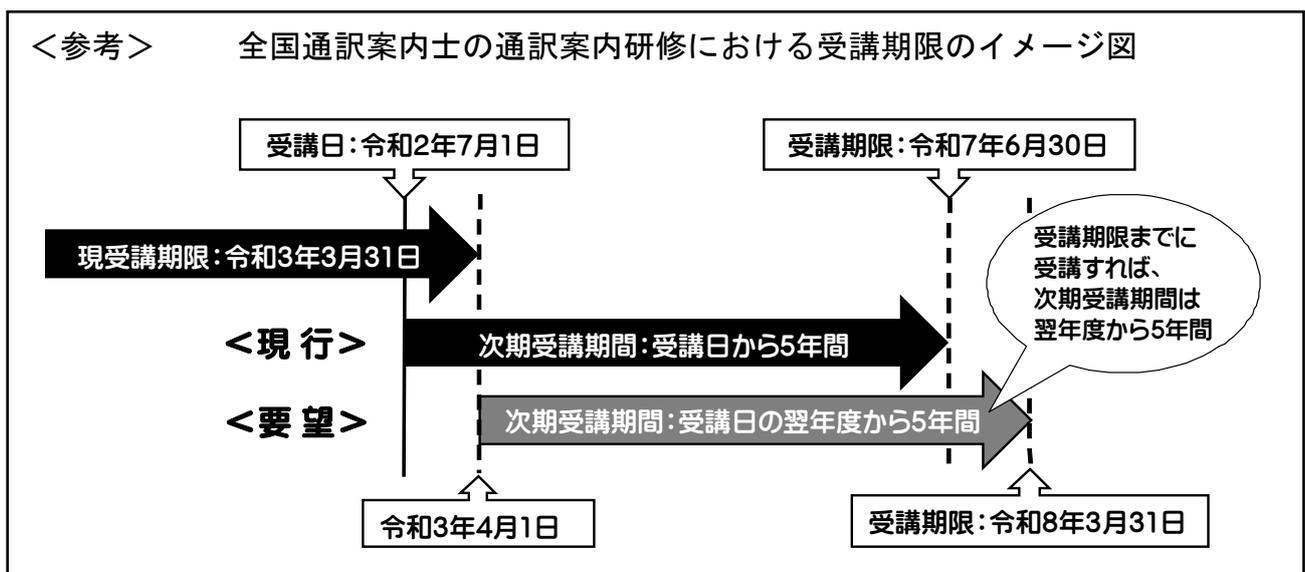
また、全国通訳案内士については、「義務付けされる定期研修について、有資格者にとって受講しやすいものとなるよう制度設計を行う」旨の参議院附帯決議（注 6）がなされている。

（注 6）通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 50 号）に関する参議院附帯決議（平成 29 年 5 月 25 日）

他方、当該意見については、通訳案内研修のオンライン化が推進されることによって、講習機関による講習実施期間の拡大（開催回数の増加、開催期間の長期化等）により対応されることが期待される。

加えて、訪日外国人旅行者数 6,000 万人の目標達成に向け、旅行者の文化圏や観光の需要の多様化といった全国通訳案内士を取り巻く環境変化への対応が求められていることを踏まえ、講習目的（必要な最新の知識及び能力を有する必要）をどのような手段により担保するかといった制度設計にも関わるものとなっている。

これらの状況を踏まえれば、全国通訳案内士の通訳案内研修における受講期限の設定方法について少なくとも有資格者が繁忙期を外して受講しやすくするとともに、講習機関が講習を実施しやすくするよう、例えば、受講日の翌月から 5 年間とする、事情に応じて一定期間猶予するなど、見直しを検討することが必要な状況が認められる。



3. まとめ（所見）

上記のとおり、令和2年の当局の実態調査以降、各府省においては、対面方式に限られるとしていた更新時講習の実施方法や内容についての点検や見直しを進め、非対面方式による実施に向けた支援を行っている状況が認められる。また、各府省の取組の中には、オンライン化に向けて、現場の課題を把握し、受講者の本人確認の方法や不正防止措置等について、具体的な解決例を示しているものも見受けられた。

一方、新型コロナウイルス感染症対策に係る当面の間の措置として示した実施方法（オンライン化等）については、今後、ポストコロナを見据えた取組を要すると考えられる状況もみられる。

これらを踏まえ、非対面方式による講習実施の取組を更に推進するとともに、受講者の利便性向上を図る観点から、以下の取組を行うことが必要である。

○ 各府省は、非対面方式による講習を受講者が選択できる環境整備を図るため、非対面方式による実施に係る通知又は周知にとどまることなく、講習機関における現場の課題等を把握するとともに、課題解決に向けた具体的な支援を行うこと。

特に、デジタル化を更に推進するためには、講習機関の実施状況を踏まえて支援することが重要であり、推進の前提として、各府省において、オンラインによる講習等の実施状況を把握すること。

（サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、相談支援専門員、介護支援専門員、主任介護支援専門員）

○ 「経済財政運営と改革の基本方針2020」等において「新たな日常」の実現や行政のデジタル化が求められ、かつ、受講者の利便性向上に資するものであることから、各府省は、コロナ禍の当面の間の措置として示した講習の実施方法（オンライン化等）について、ポストコロナを見据えた方針を早期に示すよう努めること。

（安全運転管理者、副安全運転管理者、貸金業務取扱主任者、教育職員免許、登録販売者、研修修了薬剤師、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、相談支援専門員、ガス消費機器設置工事監督者、中小企業診断士、整備主任者、自動車検査員、マンション管理士、宅地建物取引士、管理業務主任者、技術管理者）

○ 各府省は、資格取得時講習においても非対面方式による実施を検討する必要がある。特に、資格取得時と更新時で講習の内容に差異がみられない資格等については、非対面方式による実施を可能とするよう検討すること。

（技能実習責任者、監理責任者、指定外部役員及び外部監査人）

○ 国土交通省は、全国通訳案内士の通訳案内研修における受講期限の設定方法について、有資格者と講習機関の双方にとって負担が軽減されるよう見直すこと。

また、各府省は、他の資格等においても、更新時講習の受講期限の設定方法について、有資格者及び講習機関の負担軽減の観点から改めて点検し、必要に応じて見直すこと。

更新時講習の非対面方式の現状

No.	所属所	資格等名称(注2)	講習等名称	制度上の非対面方式の可否(注3)		学科	実技	検査	効果測定 修了試験	その他	非対面方式を 講習期間の有無 (注4)		講習期間数(注5)			当面の間の 措置の取扱い (注6)	講習期間に対する支援(注7)			資格取得時講習等の 対応(注8)
				◎：全可 ○：一部可 ×：全不可	◎：全可 ○：一部可 ×：全不可						計	非対面のみ 実施	対面(一部 含む)実施	対面のみ 実施	①非対面方式 に限定し 通知・開始 △：実施予定 ○：実施済		②オンライン 実施を定し た記載 △：実施予定 ○：実施済	③講習期間・ 実技予定 △：実施予定 ○：実施済	④その他の 支援	
1	警察庁	警備指導教官責任者	現任指導教官責任者講習	○	◎	◎	○		◎	◎	◎	約81	0	0	約81		○			x
2	警察庁	運転免許	更新講習	x→○ (注9)	○→◎		○				x→△	105以上	0	0	105以上		△			x
3	警察庁	技師検定員	指定自動車教習所職員講習	○	◎		○				→○	5以上	不明	1以上	不明					-
4	警察庁	教習指導員	指定自動車教習所職員講習	○	◎		○				→○	5以上	不明	1以上	不明					-
5	警察庁	安全運転管理者、副安全運転管理者	安全運転管理者等に対する講習	◎	◎		○				○	5以上	不明	2	不明	△				-
6	警察庁	管理者を直接に補佐する職員	指定自動車教習所職員講習	◎	◎		○				→○	5以上	不明	1以上	不明					-
7	警察庁	運転講習指導員	現任運転講習指導員研修	x→○	○→◎		○				→x	1	0	0	1		○			-
8	警察庁	風俗営業所等の管理者	管理者講習(定期講習)	◎	◎		○				x	48	0	0	48		○			-
9	総務庁	公社会計士	継続的専門研修(CPE)	◎	◎		◎				○	260	0	260	0		○			-
10	金融庁	貸金業務取扱主任者	貸金業務取扱主任者登録講習	◎	◎		◎				○	1	0	1	0	△	○			○
11	総務省	主任無能従事者	主任無能従事者講習	◎	◎		◎				x	1	0	0	1		○			○
12	総務省	電通通信主任技術者	電通通信主任技術者講習	◎	◎		◎				x	1	0	0	1		○			-
13	総務省	防火管理者	申請防火管理者講習	◎	◎		○				→○	不明	不明	不明	不明					x
14	総務省	防火対象物危険資格	防火対象物危険資格再講習	◎	◎		◎				x	1	0	0	1					x
15	総務省	防火管理者	防火管理再講習	◎	◎		◎				→○	不明	不明	不明	不明					x
16	総務省	防火管理点検資格者	防火管理点検資格者再講習	◎	◎		◎				x	1	0	0	1					x
17	総務省	自衛消防組織結団管理者	自衛消防組織再講習	○	◎		○				→x	不明	0	0	不明					x
18	総務省	消防設備士	工事監理危険設備等の工事又は設備に関する講習(消防設備士講習)	◎	◎		◎				x	47	0	0	47					-
19	総務省	消防設備点検資格者	消防設備点検資格者再講習	◎	◎		◎				x	1	0	0	1					x
20	総務省	危険物取扱者	危険物の取扱作業の保安に関する講習	◎	◎		◎				x→○	47	0	3	44		○			-
21	文部科学省	教習職員免許	免許状更新講習	◎	◎		◎				○	約590	約35	約520	△					-
22	厚生労働省	日本DMAT隊員(技能維持)	DMAT技能維持研修	○	◎		○				x→△	1	0	0	1		○			○
23	厚生労働省	日本DMAT隊員(総括DMAT)	総括DMAT登録者技能維持・ロジック研修	○	◎		○				x→△	1	0	0	1		○			○
24	厚生労働省	登録販売者	登録販売者の資質向上のための外部研修	◎	◎		◎				○	約100	0	約100	0	△	○			-
25	厚生労働省	高齢管理医療機器等事業所管理者(販売業・買与業)	継続的研修	◎	◎		◎				○	13	11	1	1	○	○			○
26	厚生労働省	医療機器修理責任技術者	継続的研修	◎	◎		◎				○	12	10	1	1	○	○			○
27	厚生労働省	研修修了薬剤師	健康サポート薬師に係る研修	◎	◎		◎			◎	○	6	0	6	0	△	○			○
28	厚生労働省	クリーニング師	クリーニング師の研修	◎	◎		◎				→○	47	0	21	26					-
29	厚生労働省	クリーニング師	クリーニング業務従事者に対する講習	◎	◎		◎				→○	47	0	31	16					-
30	厚生労働省	清掃作業監督者	清掃作業監督者講習・清掃作業監督者再講習	◎	◎		◎				x→○	2	1	0	1	○	○			○
31	厚生労働省	清掃作業従事者	清掃作業従事者研修	◎	◎		◎				x	31	0	0	31	○	○			○
32	厚生労働省	空気環境測定実施者	空気環境測定実施者講習・空気環境測定実施者再講習	◎	◎		◎				x	1	0	0	1	○	○			○
33	厚生労働省	空調給排水管理監督者	空調給排水管理監督者講習・空調給排水管理監督者再講習	◎	◎		◎				x	1	0	0	1	○	○			○
34	厚生労働省	貯水槽清掃作業監督者	貯水槽清掃作業監督者講習・貯水槽清掃作業監督者再講習	◎	◎		◎				x	1	0	0	1	○	○			○
35	厚生労働省	貯水槽清掃作業従事者	貯水槽清掃作業従事者研修	◎	◎		◎				○	52	0	3	49	○	○			○
36	厚生労働省	防除作業監督者	防除作業監督者講習・防除作業監督者再講習	◎	◎		◎				○	2	0	0	1	○	○			○

更新時講習の非対面方式の現状

No.	所属省庁	資格等名称(注2)	講習等名称	制度上の非対面方式の可否(注3)	学科	実技	検査	効果測定 修了試験	その他	非対面方式を 講習期間の有無 (注4)	講習期間数(注5)			当面の間の措置の相対化 (注6)	講習期間に対する支援(注7)			資格取得時講習等の 対応(注8)
											計	非対面のみ 実施	対面(一部 含む)実施		対面のみ 実施	①非対面方式 通知・開始 の要	②オンライン 実施予定し た記載 の有無	
37	厚生労働省	防除作業従事者	防除作業従事者研修	◎	◎					x-△	0	0	40	○	○		○	
38	厚生労働省	結核管理者	結核管理者講習・結核管理者再講習	◎	◎					x	0	0	1	○	○		○	
39	厚生労働省	ダクト清掃作業監督者	ダクト清掃作業監督者講習・ダクト清掃 作業監督者再講習	◎	◎					x	0	0	1	○	○		○	
40	厚生労働省	ダクト清掃作業従事者	ダクト清掃作業従事者研修	◎	◎					○	0	1	0	○	○		○	
41	厚生労働省	排水管清掃作業監督者	排水管清掃作業監督者講習・排水管清掃 作業監督者再講習	◎	◎					x	0	0	1	○	○		○	
42	厚生労働省	排水管清掃作業従事者	排水管清掃作業従事者研修	◎	◎					○	0	1	0	○	○		○	
43	厚生労働省	ボイラー溶接士	—	◎	◎				◎	○	0	47	0	○	○		—	
44	厚生労働省	職業紹介責任者	職業紹介責任者講習	◎	◎					x-○	0	8	1	○	○		○	
45	厚生労働省	派遣元責任者	派遣元責任者講習	◎	◎					x-○	0	5	12	○	○		○	
46	厚生労働省	職業紹介責任者(建設労働者)	職業紹介責任者講習	◎	◎				◎	x-△	0	0	1	○	○		○	
47	厚生労働省	雇管理責任者	雇管理責任者講習	◎	◎					x-△	0	0	1	○	○		○	
48	厚生労働省	港務労働者派遣事業派遣元責任者	港務労働者派遣事業派遣元責任者講習	◎	◎				◎	x-△	0	0	1	○	△		○	
49	厚生労働省	精神保健指定医	精神保健指定医研修会	◎	◎				◎	x-△ (注10)	0	0	3	○	○		○	
50	厚生労働省	サービス管理責任者	サービス管理責任者更新研修	◎	◎				◎	—	不明	不明	不明	△	○		○	
51	厚生労働省	児童発達支援管理責任者	児童発達支援管理責任者更新研修	◎	◎				◎	—	不明	不明	不明	△	○		○	
52	厚生労働省	相談支援専門員	相談支援従事者研修	◎	◎				◎	—	不明	不明	不明	△	○		○	
53	厚生労働省	介護支援専門員	介護支援専門員更新研修	◎	◎				◎	—	不明	不明	不明	△	○		○	
54	厚生労働省	主任介護支援専門員	主任介護支援専門員更新研修	◎	◎				◎	—	不明	不明	不明	△	○		○	
55	厚生労働省	キャリアコンサルタント	キャリアコンサルタント更新講習	○-◎	◎				○-◎	○	0	67(合算)	51(合算)	○	○		○	
56	厚生労働省	技術実習責任者	技術実習責任者講習	◎	◎				◎	x-△	0	0	10	○	○		x	
57	厚生労働省	監理責任者、指定外部役員及び外部監事人	監理責任者講習	◎	◎				◎	x-△	0	0	7	○	○		x	
58	農林水産省	植物検疫くん蒸作業主任者	植物検疫くん蒸作業主任者専門講習	◎	◎				◎	x-△	0	0	1	○	△		○	
59	農林水産省	中央競馬調教師免許	中央競馬調教師免許	x-◎	◎				◎	x-○	0	1	0	○	△		x	
60	農林水産省	中央競馬騎手免許	中央競馬騎手免許	x-◎	◎				◎	x-○	0	1	0	○	△		x	
61	農林水産省	地方競馬調教師免許	地方競馬調教師免許試験	○-◎ (注12)	◎				○-◎	x-△	0	0	1	○	△		x	
62	農林水産省	地方競馬騎手免許	地方競馬騎手免許試験	○-◎ (注12)	◎				○-◎	x-△	0	0	1	○	△		x	
63	農林水産省	土地改良専門技術者	土地改良専門技術者研修	◎	◎				◎	○	1	0	0	○	○		—	
64	経済産業省	設備審判員	設備審判員更新研修	○	◎				◎	x-○	0	1	0	○	○		○	
65	経済産業省	小型自動車運転免許	小型自動車運転免許更新研修	○	◎				◎	x-○	0	1	0	○	○		○	
66	経済産業省	液化石油ガス設備士	液化石油ガス設備士講習	◎	◎				◎	○	0	3	33	○	○		x	
67	経済産業省	充てん作業者	充てん作業者講習	◎	◎				◎	x	0	0	9	○	○		x	
68	経済産業省	ガス消費機器設置工事監督者	ガス消費機器設置工事監督者(再講習)	◎	◎				◎	○	1	0	0	△	○		x	
69	経済産業省	中小企業診断士	理論改定更新研修	◎	◎				◎	○	6	0	6	○	○		○	
70	経済産業省	弁理士	継続研修	◎	◎				◎	○	1	0	0	○	○		○	
71	経済産業省	情報処理安全確保支援士	サイバーセキュリティに関する講習	◎	◎				◎	○	1	0	0	○	○		—	
72	経済産業省	電気工事士	第一種電気工事士定期講習	◎	◎				◎	○	4	0	2	○	○		—	

更新講習の非対面方式の現状

No.	所管府県	資格等名称(注2)	講習等名称	制度上の非対面方式の可否(注3)	学科	実技	検査	効果測定 修了試験	その他	非対面方式を 講習機関の有無 (注4)	講習機関数(注5)			当面の間の 措置の恒常化 (注6)	講習機関に対する支援(注7)			資格取得時講習等の 対応(注8)
											計	非対面のみ 実施	両方(一部 含む)実施		対面のみ 実施	①非対面方式 に 対し の 通知・届出 ②:実施済 △:実施予定	②オンライン 実施予定 した 記載 ③:実施済 △:実施予定	
73	国土交通省	水先免許	水先免許更新講習	◎	◎	◎				x	1	0	0	1	△	○		-
74	国土交通省	小型船舶操縦士	操縦免許証更新講習	◎	◎	◎	◎			x	88	0	0	88	△	○		-
75	国土交通省	海技士	海技免許更新講習	◎	◎	◎				x→○	8	0	0	8	○	○		x
76	国土交通省	危険物等取扱責任者(タンカー)	更新講習	◎	◎	◎				○	3	1	0	2	○			x
77	国土交通省	危険物等取扱責任者(低引火危険材料)	更新講習	◎	◎	◎				x	0	0	0	0				x
78	国土交通省	特定海域運輸責任者	更新講習	◎	◎	◎				x	0	0	0	0				○
79	国土交通省	旅客船の乗組員	旅客船に乗り組む船員の教育訓練	◎	◎	◎				x	11	0	0	11	○	○		-
80	国土交通省	船舶の運航において安全又は汚染防止任務に担与される船員	基本訓練	x	◎	○				x	6	0	0	6				-
81	国土交通省	総合/国内/地域限定旅行業務取扱管理者	旅行業務取扱管理者定期研修	◎	◎	◎				x→○	2	0	1	1	○	○		-
82	国土交通省	観光圏内限定旅行業務取扱管理者	観光圏内限定旅行業務取扱管理者の職務に関する研修	◎	◎	◎	◎			x	1	0	0	1	○	○		-
83	国土交通省	全通運案内士	通訳案内に関する研修	◎	◎	◎	◎			○	11	2	1	8	○	○		-
84	国土交通省	操縦技術審査員	特定操縦技術審査定期講習	◎	◎	◎				x→○	2	0	2	0	○	○		x
85	国土交通省	運行管理者	一般講習	◎	◎	◎	◎			x→○ (注10)	138	0	9	129	○	○		○
86	国土交通省	整備管理者	整備管理者選任後研修	◎	◎	◎	◎			x	10	0	0	10				○
87	国土交通省	整備主任者	整備主任者研修	○	◎	○				○	約253	0	53	約200	△	○		○
88	国土交通省	自動車検査員	自動車検査員研修	◎	◎	◎				○	53	0	5	48	△	○		x
89	国土交通省	建築士	定期講習	◎	◎	◎	○→◎			x→○	11	4	7	0	○	○		-
90	国土交通省	マンション管理士	マンション管理士法定講習	◎	◎	◎				○	1	0	1	0	△	○		-
91	国土交通省	監理技術者	監理技術者講習	◎	◎	◎	◎			x→○	8	0	2	6	○	○		-
92	国土交通省	宅地建物取引士	法定講習	◎	◎	◎				○	90	64	2	24	△	△		○
93	国土交通省	管理業務主任者	登録講習	◎	◎	◎				○→△	2	0	0	2	△	○		○
94	環境省	臭気測定士	嗅覚検査	x	◎	○				x	41	0	0	41				-
95	環境省	技術管理者	土壌汚染対策法に基づく技術管理者の更新講習	◎	◎	◎			◎	○	1	0	1	0	△	○		-
96	環境省	放射線取扱主任者	放射線取扱主任者定期講習	◎	◎	◎			○→◎	x→○	4	0	1	3	○	○		x
97	環境省	放射線免許	適性検査	x	◎	◎				x	47	0	0	47	○	○		-
98	環境省	環境カウンセラー	環境カウンセラー研修	◎	◎	◎			◎	x→○	1	1	0	0	○	○		-

(注1) 当省において、各府県から報告のあった内容(原則として令和2年4月9日時点)を基に取まとめたもの

(注2) 「資格等」は、法令等(告示、通知、通達、事務連絡を含む。)に基づき資格の保有者、一定の実務経験のある者及びこれに類する者を表す。

(注3) 「制度上の非対面方式の可否」欄は、更新講習の内容の全て、又は一部の非対面方式の可否について記載し、所管府県において、規定上に特段の定めがないことを理由として、「対面方式に限られていない」と判断されたものを表す。

(注4) 「その他」欄は、いずれの更新内容にも該当しない、面接、口頭試験、書類審査等である。また、「○→◎」などは、「○」の表記があるものは、前回調査時点(原則として令和2年10月1日)から変更があったことを表す。「△」は、調査時点において、非対面方式を実施している講習機関が1機関以上ある資格等を表す。なお、「△」は、調査時点では非対面方式を実施していないが、令和3年度内に実施予定と表示している講習機関がある資格等を表す。また、「x→○」などは、「x」の表記があるものは、前回調査時点(原則として令和2年10月1日)から変更があったことを表す。

(注5) 「講習機関数」欄は、所管府県において把握している講習機関数(令和3年4月9日時点)である。

(注6) 「当面の間の措置の恒常化」は、主として新型コロナウイルス感染症対策のため一時的に実施している措置のことを表し、「恒常化」は非対面方式による実施を恒常化したことを表す。「△」は令和3年度内に実施予定であることを表す。「○」は令和3年度内に実施予定であることを表す。

(注7) 「講習機関に対する支援」欄は、所管府県から講習機関等に対する実施に係る支援状況を表し、「△」又は「一部」である資格等について、規定上の規定に照らし、所管府県において、規定上に特段の定めがないことを理由として、「対面方式に限られていない」と判断されたものを表す。

(注8) 「資格取得時講習等の対応」欄は、「制度上の非対面方式の可否」欄が「全て」又は「一部」である資格等について、資格取得時講習においても、少なくとも更新講習と同様の対応が採られているかを表す。「△」は令和3年度内に実施予定であることを表す。「○」は令和3年度からモデル事業を実施予定(令和3年度からモデル事業を実施予定)、全国展開は令和6年度末頃を予定)である。また、「x」は令和3年度末頃実施予定(令和3年度末頃実施予定)であることを表す。

(注9) 精神保健指定医及び運行管理者は、サテライト方式(集合型研修ではあるものの、講師に代えてIT機器を活用)により実施している。

(注10) 主任介護支援専門員は、令和3年度介護支援専門員研修等オンライン化事業において、介護支援専門員同様、非対面方式による実施を予定している。

(注12) 地方競馬調教師免許及び地方競馬騎手免許は、令和3年9月を目途に、非対面方式による実施を予定している。